

結核予防法廃止に関する意見等とこれに対する考え方（メモ）

ご意見	考え方
I. 下記の事項について、感染症法の条文として位置づけることが必要ではないか。	結核予防法廃止は、結核対策の廃止、後退を意味するのではなく、感染症法においてより的確な措置、対策を適切に講ずる趣旨。結核予防法の廃止に伴い、結核の罹患率等にかんがみ、従前どおり結核対策に必要な措置については、法律事項を法律レベルで規定する。
①定期健康診断の取扱い	
②通院医療費公費負担制度の取扱い	
③命令入所患者の退所後の管理対策の推進	
④DOTSによる確実な治療のより積極的な推進	
⑤患者登録制度の取扱い	
II. 下記の事項について、感染症法において法制化することが必要ではないか。	市民的及び政治的権利に関する国際規約人権委員会の勧告、ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書を参照して、基本原則について条文化を検討する。
①感染症法の類型の趣旨を規定すること	類型の趣旨に係る条文化を検討。
②法的に「感染者の人権尊重と保護」を加えること	基本原則に係る条文化を検討
③「任意入院等の任意性の原則」、「必要最小限の強制措置の原則」を加えること	同上
④「インフォームドコンセントの原則」、「プライバシーの原則」を加えること	同上
⑤結核対策に関する国の責任の明確化	感染症に関する国の責務に含まれる。結核対策における国の責務、役割については、厚生労働大臣の定める指針で明記
⑥感染症診査協議会の権限を強化すること	一定の権限について条文化を検討。
⑦結核に関する目的条項、基本理念を加えること	結核対策における国の責務については、厚生労働大臣の定める指針で明記。一般法たる感染症法の目的規定等において、特定疾患のみに関する規定は設けない。

⑧長期に排菌する患者に特有の規定の創設	入院措置に関する判断要素に関する基本原則の条文化を検討。知事の権限発動の要件を定める地方自治法に基づく処理基準で長期排菌者に関する基準を明確化し、人権侵害を防止する。
⑨感染する確率の高い独居の結核患者に対する入院勧告規定の創設	入院措置に関する判断要素に関する基本原則の条文化を検討。知事の権限発動の要件を定める地方自治法に基づく処理基準で独居患者に関する基準を明確化し、人権侵害を防止する。
⑩入院・医療を拒否する者、多剤耐性結核になる可能性が高い治療可能な患者に対する人権に配慮した治療体制の構築	入院措置に関する判断要素に関する基本原則の条文化を検討。知事の権限発動の要件を定める地方自治法に基づく処理基準で当該患者に関する基準を明確化し、人権侵害を防止する。
⑪治療が不能で、隔離だけが目的の入院を防止するための取り組み	入院措置に関する判断要素に関する基本原則の条文化を検討。勧告、措置の要件、手続は、知事の権限発動の要件を定める地方自治法に基づく処理基準を策定し、法的拘束力をもって人権侵害を防止する。
⑫B C G接種の位置づけ	結核予防法廃止に伴い、適用条項規定が同等である予防接種法の一類疾病に結核を規定する。 なお、予防接種法における公権力行使の在り方、疾病分類の妥当性、接種勧奨時期等の制度上の課題については、今回の法改正に伴うものではないので、他の対象疾病と同様、今後の制度検討の中で、議論すべきである。

○なお、内閣提出法案については、所管省庁において、関係する省庁、与党との意見調整等が行われるとともに、政府において、憲法や他の現行の法制との関係、立法内容の法的妥当性、立案の意図が、法文の上に正確に表現されているか、条文の表現及び配列等の構成は適当であるか、用字・用語について誤りはないかというような点について、法律的、立法技術的にあらゆる角度から検討が行われた上で、最終的に閣議決定される。